第9-10表　公的年金制度

Table 9-10: Public pension schemes

	日本	アメリカ	イギリス
制度体系	2階建て 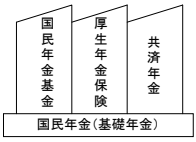 	1階建て 	2階建て 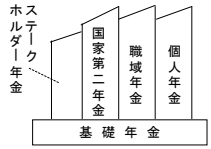
対象者	全国民	一般被用者（連邦政府職員等一部職種を除く）及び一定所得以上の自営業者は原則強制加入。一定所得未満の自営業者及び無業者は対象外。	基礎年金（1階部分）：一定所得以上の一般国民（一般被用者及び自営業者）は強制加入で，それ以外（無業者含む）は任意加入。 国家第2年金（2階部分）：基礎年金に強制加入する一般被用者は原則強制加入。自営業者及び無業者は対象外。
保険料率（2008年）	（一般被用者）14.996％ （2008.4～：労使折半） ※第1号被保険者は定額 （2008.4～：月当たり14,410円）	12.4％ （労使折半）	賃金の23.8％ 被用者：11.0％ 事業主：12.8％ （国家第2年金加入者の国民保険料）
支給開始年齢（2008年）	国民年金（基礎年金）：従前の60歳から段階的に延長。2007～2009年度は63歳，2013年度から65歳。 厚生年金の報酬比例部分：60歳 （2013年度から段階的に引上げ，男性は2025年度から，女性は2030年度から65歳）。	66歳（2009年） ※2003～2027年にかけ65歳から67歳に引上げ中	男性：65歳 女性：60歳 ※女性は2020年までに65歳に引上げ ※男女とも2024～2046年にかけ68歳に引上げ予定（法案審議中）
最低加入期間[1]	25年間	10年間	男性：11年，女性：9.75年
国庫負担	基礎年金給付費の1/3 ※2009年度までに1/2に引上げ	なし	原則なし
繰り上げ（早期）支給制度	あり。本人が希望すれば60歳～64歳受給可能。繰上げ年齢に応じて基礎年金額が一定の率で減額。	あり。追加要件はない（年金の受給要件である最低加入期間を満たせばよい）。繰上げ期間が36か月までは約0.56％／月，36か月以降は約0.42％／月減額（62歳まで繰上げた場合は約23.3％減額）。	なし
所得代替率[2]	59.1％	51.0％	47.6％
年金受給中の就労	賃金と年金額に応じて年金額の一部又は全部が支給停止。65～70歳までの間は，賃金と年金額の合計額が48万円を超える場合，賃金の増加2に対し，年金額1を停止（ただし，基礎年金は全額支給）。また，70歳以降についても，60歳台後半と同じ取扱い（但し，保険料負担はなし）。60～65歳までは，賃金と年金額の合計額が28万円を上回る場合，賃金の増加2に対し，年金額1を停止し，賃金が48万円を超える場合，賃金が増加した分だけ年金額を停止。	満額支給開始年齢後：在職していても年金額の減額はなし。 満額支給開始年齢前（繰上げ支給時）：在職者の年金額は賃金額が一定水準以上の場合，賃金額に応じて減額。	在職していても年金額の減額はなし。

第9-10表　公的年金制度（続き）

Table 9-10: Public pension schemes (*cont.*)

	ドイツ	フランス
制度体系	1階建て 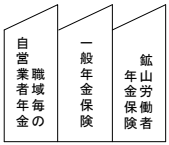 	(強制加入部分は原則として)2階建て 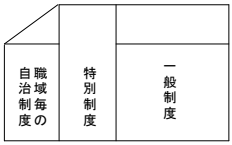
対象者	一般被用者及び自営業者の一部（手工業者，芸術家など）は強制加入。その他の自営業者及び無業者は任意加入可能。	被用者は強制加入。無業者は任意加入不可能。(無年金者や年金を含めた所得が最低限の生活には不十分である高齢者は，無拠出制の高齢者最低所得保証給付Minimum Vieillesseに頼ることができる)
保険料率（2008年）	19.90% （労使折半）	以下は一般制度の1階部分の保険料率 被用者は，33,276ユーロ／年までの給与に対して6.65%，全給与に対して0.1%。使用者は，33,276ユーロ／年までの給与に対して8.3%，全給与に対して1.6%。
支給開始年齢（2008年）	65歳（重度障害者は63歳） ※2012～2029年にかけ67歳へ引上げ予定（閣議決定） ※女性の年金支給開始年齢は2000年から2005年にかけ60歳から65歳に引上げ済）	制度により異なるが，原則として60歳（60歳制度により異なるが，原則として時において，被保険者期間が40年以上の場合は満額受給可能。40年未満の場合は被保険期間又は65歳に達するまでの不足期間，1四半期毎に2.5%（1年で10%），最大50%給付が減額）満額受給に必要な保険料拠出期間は，段階的に，41年以上に引上げ中。
最低加入期間[1]	5年間	3か月
国庫負担	給付費の約27%(2005年)	※財源の68.9%(2007年，以下同様)は労使拠出の保険料であるが，雇用促進のための社会保険料雇用主負担免除分の国庫による補填(財源の1.5%)，不動産収入などに賦課される租税(同8.3%)，老齢連帯基金による拠出(同13.8%，同基金の財源の大部分は一般福祉税)など，財源に占める労使拠出の保険料以外の比率は高まる傾向にある。
繰り上げ（早期）支給制度	あり。被保険者期間が15年以上の助成，長期失業者，高齢パート就労促進制度活用者（60歳から可能。但し，2016年に廃止予定）	2003年の制度改正で，職業活動を若くして開始し，長期間(40年以上)にわたって就業活動に従事した者は，60歳以前で公的年金を受給することが可能となった。
所得代替率[2]	手取りの70%弱	制度設計上は50%～75%を想定
年金受給中の就労	満額支給開始年齢後：在職していても年金額の減額はなし。 満額支給開始年齢前（繰上げ支給時）：在職者の年金額は賃金額が一定水準以上の場合，賃金額に応じて減額。	年金額と賃金額の合計が引退（年金支給開始）直前の賃金額を超えない場合，年金額は減額されない。 ※2007年1月から引退直前の賃金が低水準な者については，年金額と賃金額の合計額が最低賃金（SMIC）の1.6倍まで就労しても年金額は減額されないこととなった。2009年1月1日からは，完全年金(フルペンション)の受給権を持つ60歳以上の労働者と65歳以上の労働者は，収入に関係なく，年金を受給できるようになる予定である。

資料出所　厚生労働省ホームページ「年金制度の国際比較」，厚生労働省（2007.3）「2005～2006年海外情勢報告」，年金財政ホームページ
アメリカ：社会保障庁ホームページ

（注）　1）必要となる被保険者期間。
2）所得代替率は，平均的収入の労働者の税引き後の手取り金額／現役世代の平均的な労働者の手取り収入。OECDレポートによる。